

令和6年 第4回臨時会

大 樹 町 議 会 会 議 録

令和 6年 10月 8日 開会

令和 6年 10月 8日 閉会

大 樹 町 議 会

令和6年第4回大樹町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年10月8日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期決定
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第63号 大樹町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第64号 令和6年度大樹町一般会計補正予算（第5号）について

○出席議員（12名）

1 番 播 間 章 浩	2 番 寺 嶋 誠 一	3 番 辻 本 正 雄
4 番 吉 岡 信 弘	5 番 西 山 弘 志	6 番 船 戸 健 二
7 番 杉 森 俊 行	8 番 西 田 輝 樹	9 番 安 田 清 之
10 番 志 民 和 義	11 番 菅 敏 範	12 番 齊 藤 徹

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	黒 川 豊
副 町 長	松 木 義 行
総 務 課 長	吉 田 隆 広
住 民 課 長	牧 田 護

<教育委員会>

教 育 長	沼 田 拓 己
-------	---------

<監査委員>

代表監査委員	北 林 博 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	佐 藤 弘 康
係 長	木 田 悟 史

◎開会の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、令和6年第4回大樹町議会臨時会を開催いたします。
これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

2番 寺 嶋 誠 一 議員

3番 辻 本 正 雄 議員

4番 吉 岡 信 弘 議員

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員会委員長、安田清之議員。

○安田議会運営委員長

本日、午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程、会期等について協議いたしましたので、報告申し上げます。

本臨時会への提出案件は、条例の一部改正が1件、補正予算が1件であります。

これらの状況を考慮し、検討した結果、会期については本日1日間とし、日程はお手元に配付のとおりといたします。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われるようよろしくお願いいたします。

委員会報告を終わります。

○議長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議長

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

◎日程第 4 行政報告

○議 長

日程第 4 行政報告を行います。

黒川町長。

○黒川町長

令和 6 年 9 月 3 日開催の第 3 回町議会定例会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1 番目の委員等の委嘱につきましては、大樹町空家等対策協議会委員と保護司をそれぞれ記載のとおりご委嘱させていただいております。

2 番目の航空宇宙関連につきましては、係留ドローン実験や無人機試験が行われております。

3 番目の農作物の生育状況につきましては、デントコーンの収穫がほぼ終わり、畑作では、小豆やてん菜の収穫が始まっております。収量や品質は良好と聞いております。実りの秋を期待しているところでございます。

4 番目の入札執行関係につきましては、指名競争入札により工事請負契約 5 件、物品購入契約 2 件、それぞれ記載のとおりの内容で締結をしております。

5 番目の人事関係、6 番目のその他、来庁者、会議出席等につきましては、後ほどお目通しを願いたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

沼田教育長。

○沼田教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

1 点目の委員の委嘱についてであります、大樹町学校保健委員会委員が改選期を迎えましたので、記載されている方に委員をご委嘱申し上げます。

2 点目、優秀選手派遣についてであります、(1) 第 31 回北海道中学校新人陸上競技大会が 9 月 14 日から帯広市で開催され、大樹中学校 1 年生、乾桜子さんと引率者を派遣しております。

(2) 高松宮賜杯第 68 回全日本軟式野球大会「北・北海道大会」が 7 月 13 日から稚内市で開催され、ミスターラック所属の杉山太洋さんと佐藤進太郎さんを派遣しております。

なお、ミスターラックは、この大会で優勝し、9 月 7 日から帯広市で開催された全国大会に出場しております。結果につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

3、その他、会議出席等関係につきましては、主なものを掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

以上で、行政報告を終わります。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

物品購入契約の災害対応無人航空機、ドローンの関係で聞きたいことがありますので、よろしくをお願いします。

○議 長

範囲内でお願いいたします。

吉岡信弘君。

○吉岡信弘議員

物品購入契約で災害対応無人航空機のドローン、機器一式533万5,000円でありますけれども、この内容の詳細をお聞きしたいと思います。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

無人航空機、ドローンの詳細の内容でございますが、まず、機体に関しましては、消防団のほうで使う予定で購入して、当初予算で組んでいるものでございます。

内容的には、ドローン1機及び、それに伴う夜間でも監視ができるような赤外線カメラ、体温とかを検知できるサーモ式の感知器などを搭載してまして、そういったオプションも含めて、この金額となっているものでございます。

以上でございます。

○議 長

ほかに。

(なしの声あり)

○議 長

以上で行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第63号

○議 長

日程第5 議案第63号大樹町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第63号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険条例の一部改正をお願いするもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、マイナンバーカードと健康保険の被保険者証が一体化され、これまでの被保険者証が廃止されることから、所要の改正について、今回ご提案申し上げるものであります。

内容につきましては、住民課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い

を申し上げます。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

それでは、条文に沿い、ご説明させていただきます。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

第13条は、国民健康保険の届出等に対する罰則についての規定でございます。

改正前において、世帯主が国民健康保険法第9条の国保の資格の取得、喪失等の届出をしない場合、もしくは虚偽の届出をした場合、それから、国民健康保険税の滞納者に対して、被保険者証の返還を求め、これに応じない場合、これらの場合において、その者に対して10万円以下の過料を科する規定となっておりますが、被保険者証の新規発行の終了により、返還に応じない場合というケースがなくなりますので、罰則規定の条文を整理するものでございます。

次に、本条例の改正。附則になります。

第1項は、施行期日について、令和6年12月2日から施行すると定めてございます。

第2項は、経過措置についての定めでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

この改正は、現実的にマイナンバーカードと保険証を一体化するものと認識をしておりますが、大樹町でマイナンバーカードをお持ちの方はどのくらいおられますか。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまご質問のマイナンバーカードの交付枚数、それから交付枚数率の関係でございますけれども、今年9月末時点の数値になりますが、交付枚数累計で4,372枚、交付枚数率が81.9%となっております。

今年の4月から公表数値が保有枚数率というものに変更され、総務省のほうで公表してございます。交付枚数率は、再交付、更新を含む、これまでに交付された累計の枚数となっております。

保有枚数という扱いに変更されておりますけれども、こちらは、現に保有されているカードの枚数、交付枚数から、死亡や有効期限切れ、廃止されたカードの枚数を除いたものとなっております。この保有枚数率につきましては、9月末時点で74.6%という状況になってございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的に保険証とひも付きになると、病院にかかる場合必ず提示をしなければいけないという義務が発生してくると僕は思うのですが、現実的に、今聞くと76%、81%、枚数によってちょっと異なるということで、1人頭で計算すると、まだ若干必要なのだろうと思うのです。啓発活動をきちんともう一度やって、100%に近づけるという形を、何かの方策をしなければ、現実的に、施行は12月2日からです。

そうすると、病院にかかる場合の問題点がないのか、あるのか。従来のものを使えるのであれば、そのままでいいのでしょうかけれども、そこら辺の考え方、もう少し住民がマイナンバーカードをお持ちになるよう啓発活動をしなければいけないと思うのですが、道の駅でやるとか老人ホームでやるとか、何かいろいろあるのだろうと思います。そこら辺の検討はお考えになっているのか、なっていないのか、お聞かせください。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまの保有率の向上に向けた取組ですけれども、今年度、4月以降の取組としましては、10月号の広報たいきにマイナンバーカードの申請勧奨の記事を掲載してございます。

今後の予定としまして、11月11日の週の1週間、5日間ですけれども、役場の住民課窓口の窓口の時間を夜8時まで延長して対応していきたいと考えてございます。

そのほか、特別養護老人ホームコスモス苑のほうにも声かけしているところですが、出張申請の受付窓口を進めていくよう調整しているところでございます。それから、老健ひかりのほうにも連絡を取りまして、家族向けの文書に啓発チラシを同封するなどして、啓発していこうということで、取組を考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

現実的に役場の窓口を夜間やりますと、これ時間外が発生するのですよね、現実的には。僕はいつも、時間外は使うなど言っている立場上、コスモールであれ病院であれ、勤務内に職員を1名配置するなり、何らかの方策を考えるべきだと思いますので、検討ができるかどうか、啓発活動をひかりだとか、いろいろお願いはしていますと言っても、それで上がらなければしょうがない話で、命に関わる問題で、保険証がなかったら実費になるわけです。そこら辺のことをきちんと説明し、啓発活動をしなければいけないのだと思うのですが、3回目ですから終わりますけれども、やっぱりもう少し真剣さを持ってやっていかないと、100%には近づけないのだろうなと。

自宅にいる方もたくさんいると思いますし、いろいろな、来ていない方がどういう状態かも把握しなければいけないし、少なくとも道の駅なりフクハラスーパーなり、いろいろな商店のところで1日だけでもやるような、啓発活動をする考えはないかどうか、お伺いしておきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

ご指摘の件でございます。出張窓口や土曜、日曜の窓口というのも、これは時間外が発生するので、時間外全てクローズということではないかと思えます。ほどよい程度でやるという部分はあろうかと思えます。そういったサービスの窓口を広げるという部分は、今、課長が説明したとおりでございますが、出張的に病院なり、あるいは何かの行事のときとか、あるいはお客さんが集まるコスモールあるいは商店などで窓口をやるということは大事ではないかと私も思っておりまして、11月を強調月間として、その中での取組、相手があることですので、これからの調整になりますけれども、町からアプローチをしていきたいと思えます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

志民議員。

○志民和義議員

マイナンバーカードのことですけれども、12月2日ということで、交付に対して、2割弱がまだ交付されていないということですので、いろいろな事情で交付されていないことは、行政運営ではあり得ることです。

それで、病院の窓口や調剤薬局の窓口で、マイナンバーカードを出してくれということが、一部のところで問題になっているわけです。そういうことが、どちらでもいいのだと、いわゆる資格確認証でもいいし、現行、来年の7月までに国民健康保険証が発行されているのです。それまでは有効なので、病院とか調剤薬局で半強制で使うような、どうしても出してくれと、確かに奨励金が交付されているから、病院や調剤薬局では悩ましいことだと思いますけれども、半強制にならないように指導していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長

黒川町長。

○黒川町長

病院などで、マイナンバーカードがありましたら提示してくださいということは私も言われましたし、だんだん切り替わっていくのだなということで、奨励しているということは特に問題ないかと思っております。強制しているかという、強制はしていないと思うのです。マイナンバーカードをお持ちでしたら提示してくださいという言い方をしていると、私はそういうふうに言われましたし、読み取り機械がありますので、使い方なんかも教えてもらいながらやったという経緯があります。強制にならないように、奨励するのは結構だと思っておりますので、その辺は病院と連携を取りたいと思えます。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

菅議員。

○菅敏範議員

この条例の改正が、マイナンバーカードに100%移行するという前提で改正になっているのですが、今いろいろ出ていますように、何十%か、何人かマイナンバーカードの取得していない

人がいて、当座の間、保険証も使用するとなれば、旧条例のほうを、もうそういう人はいないという前提条件で廃止してしまうと、何となく一定の猶予期間の扱いがなくても問題は発生しませんか。例えば、返還を求めるところが、もう誰も持っていないから、さっきの説明では、返還は必要ないと言っていたけれども、とりあえずは、12月2日以降、保険証を活用する人がいるのに、そこをすっとんと落としてしまって、そこは問題ないのかということが疑問なのですから、いかがですか。

○議 長

牧田住民課長。

○牧田住民課長

ただいまの改正前、改正後の取扱いの部分の件ですけれども、経過措置のところの記載で、返還に応じない場合の罰則、過料規定というところが、従前のように扱うというところで、経過措置のほうで規定してございますので、そこは、改正後、改正前とも特に影響はない規定となっております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第63号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第64号

○議 長

日程第6 議案第64号令和6年度大樹町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

黒川町長。

○黒川町長

ただいま議題となりました議案第64号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和6年度大樹町一般会計補正予算(第5号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ672万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億

5,872万2,000円とするものです。

内容につきましては、総務課長が説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

それでは、議案第64号について、ご説明させていただきます。

最初に、資料で説明させていただきますので、3ページをお開き願います。

歳出でございますが、総務費、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査経費、報酬から備品購入費まで672万5,000円の増。

財源は全て特定財源、国・道支出金、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金で、今月15日告示、27日投票が予定されている衆議院議員総選挙等の経費について、予算の計上を行うものでございます。

以上、合計で、補正額672万5,000円の増。

財源は特定財源で、国・道支出金が672万5,000円の増となるものでございます。

次に、第1表、歳入歳出予算補正の歳出を説明させていただきますので、2ページをお開き願います。

歳出合計、補正前の額、83億5,199万7,000円。

補正額、2款総務費で672万5,000円の増。

補正後の歳出合計、83億5,872万2,000円。

続いて、歳入を説明させていただきますので、1ページをお開き願います。

歳入合計、補正前の額83億5,199万7,000円。

補正額、16款道支出金で672万5,000円の増。

補正後の歳入合計、83億5,872万2,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

選挙に関わる経費ということで、これについては分かりますが、これだけの予算を使うわけですから、ほかの町村では、何か移動投票ができるような体制づくりをされているよう新聞報道でも出ていますが、町長、大樹ではそういうお考えはないのかどうか、多分いつか同僚議員が聞いているのではないかと思いますのですが、こら辺のことを踏まえて、お答えをいただければと思います。

○議 長

黒川町長。

○黒川町長

移動投票所ということで、自動車で自宅前まで行って、そこで投票していただくという制度を

導入している町村がかなりございます。それは大変すばらしい取組だと私も思っておりまして、次の選挙、今回は総選挙でございますけれども、この選挙から制度を導入するように指示をおりまして、今回、告示までの期間が非常に短いものですから、周知にちょっと苦勞するのですけれども、今回から導入して、事前に予約をいただいて、内容が合致した場合に、行きますという制度で運用しようと、今、計画しているところでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

大変すばらしい考えをお持ちで、進めているということで、まず要望が来てからということのように解釈しました。自宅で、足が悪かったりして行けない方もたくさんいるかと思えますから、その場合、予約というか、家族でもいいのか、本人なのか、そこら辺の考え方は、どういう考え方をしているのかと。予約制ですから、家族でもいいのか、本人でなければ認めないのかどうなのか、そこら辺だけ、もう1点、お願いいたします。

○議 長

吉田総務課長。

○吉田総務課長

移動式の期日前投票される方の対象でございますが、まず、対象となる方、また、その家族も含めて投票させることとなっております。

また、期日前投票所という性質から、たまたまその場所に第三者の方が来て投票を希望される場合は、その方も当然投票させるという形になっておりますので、そういった形で運用してまいりたいと考えているところでございます。

予約に関しては、家族の方でも結構です。先ほど議員が言われたように、足の不自由な方、また、障がいをお持ちの方で、家族等が当日とか期日前に投票会場まで来られない方となっております。

また、周知に関しましては、本日から11日までという形で募集をかけまして、先行している土幌町の例を見ますと、15日が告示日なのですが、それまでに選挙の投票できる日にちを希望する方にお知らせするという形になっていまして、そういった形で当町のほうは考えているところでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第64号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

よって、令和6年第4回大樹町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時31分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員